

事業名 多良間村自然文化継承事業(令和7年度)



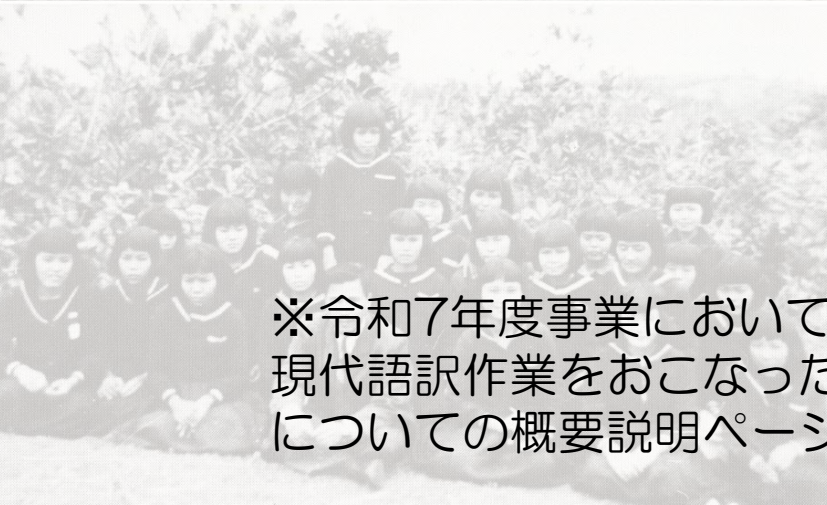
多良間同洋生会(1951年1月11日)



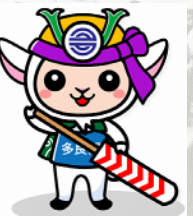
多良間村 自警団



# 資料概要

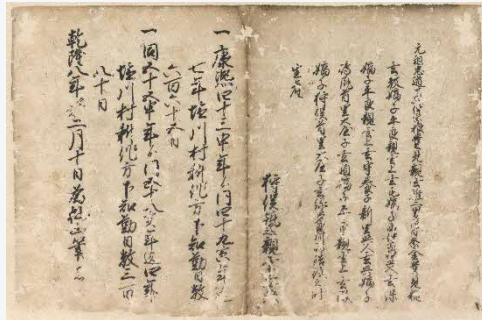


※令和7年度事業において翻刻・現代語訳作業をおこなった資料についての概要説明ページです。



〈古文書資料〉

- #3-7 忠導姓支流 狩俣筑登之親雲上玄次・狩俣にや玄次・玄典 勤書
- #3-16 書簡集写
- #3-32 三平等案文集 多良間島
- #3-49 多良間島農務帳
- #3-52 多田名組 塩川村



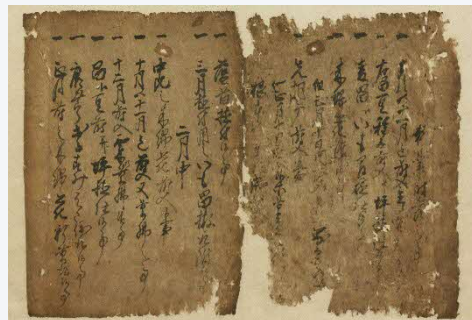
#3-7 忠導姓支流 狩俣筑登之親雲上玄次・狩俣にや玄次・玄典 勤書



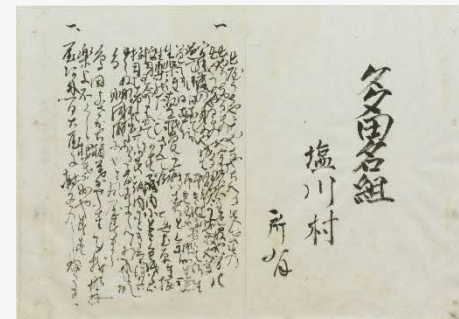
#3-16 書簡集写



#3-32 三平等案文集 多良間島

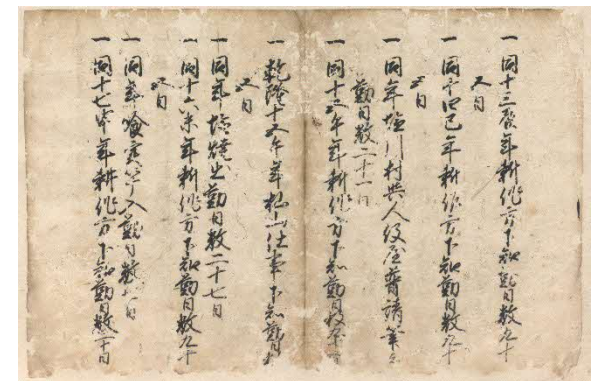
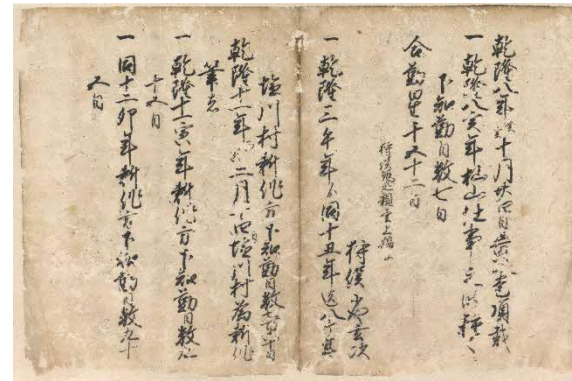
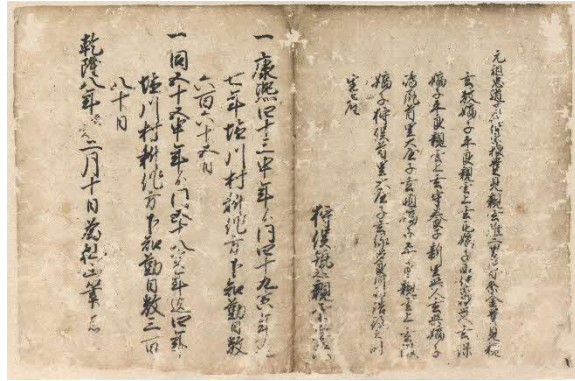


#3-49 多良間島農務帳



#3-52 多田名組 塩川村

## #3-7 忠導姓支流 狩俣筑登之親雲上玄次・狩俣にや玄次・玄典 勤書



史料名:表紙が欠落しているので、登場する人物3人に名を付して、仮に「忠導姓支流 多良間島狩俣筑登之親雲上玄次(玄陳)・狩俣にや玄次(玄往)・玄典(玄為) 勤書」としたい。

①作成年代:支流十代狩俣筑登之親雲上玄次(玄陳)の勤書は、康熙43(1704)年から乾隆8(1743)年まで、十一代狩俣にや玄次(玄往)の勤書は、乾隆3(1738)年から乾隆20(1755)年まで、十二代は狩俣にや二男で跡目の仲筋村山筆者玄典(玄為)で、その勤書は乾隆20(1755)年から乾隆38(1773)年までが確認され、その後は欠落している。そのため、最終的な作成年は不詳である。

②作成者:忠導姓十二代の仲筋村山筆者の狩俣にや玄典(玄為)であると思われる。

③資料の概要:表紙を含め25丁からなる勤書で、後半が欠落している。また、下部がすれて欠落しているところや虫食いがあり、ところどころ読めないところがある。

本勤書は、宮古島忠導氏狩俣首里大屋子玄縁(玄易)が多良間島詰役のときに生産した、十代狩俣筑登之親雲上玄次(玄陳)とその嫡子十一代狩俣にや玄次(玄往)の勤書を、十二代の狩俣にや玄典(玄為)が乾隆20(1755)年に受け継ぎ、乾隆38(1773)年以降も勤役を追加してしたものである。



## →→続き

表紙には、狩俣にや玄典とあるが、『忠導氏系図家譜支流』(富盛家)には、玄為とある。同様に父の玄往と祖父の玄陳の名は玄次と記されており、後に祖父を玄陳、父を玄往と諡したのではないだろうか。

これとは別に、乾隆32(1767)年まで仕次された表紙に#3-8「忠導姓支流 宮古島仲筋村山筆者狩俣にや玄典 勤書」と書かれた17丁からなるものがある。

## 2 翻刻作業と現代語訳

①翻刻作業 「忠導姓支流 狩俣筑登之親雲上玄次・狩俣にや玄次・玄典 勤書」は、#3-7と#3-8の2冊ある。

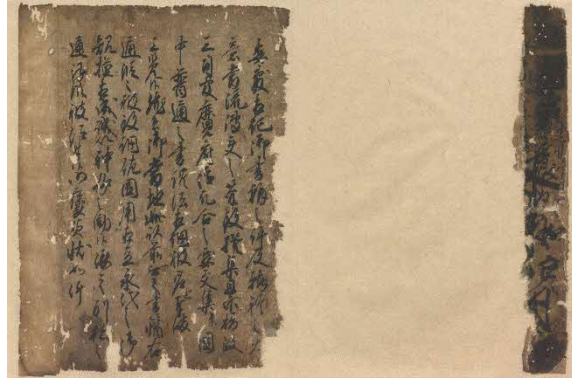
#3-7は表紙が欠落し、25丁からなるものである。また#3-8は表紙を含めて18丁からなる。表紙がなく、情報量の多い#3-7を翻刻と現代語訳の対象とした。

翻刻にあたっては、いずれも虫食いにより読めないところがあるが、校合しながら翻刻した。

②現代語訳 翻刻と対照できるようにし、ですます体で現代語訳を行った。



## #3-16 書簡集写

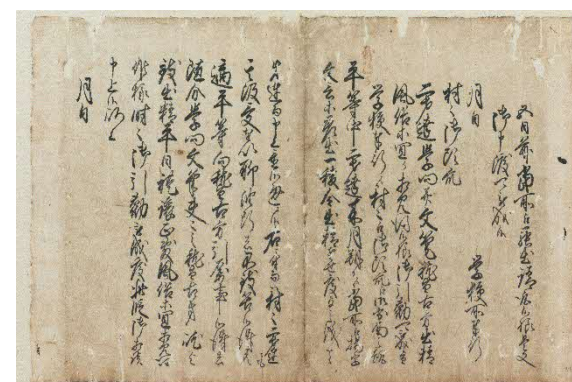
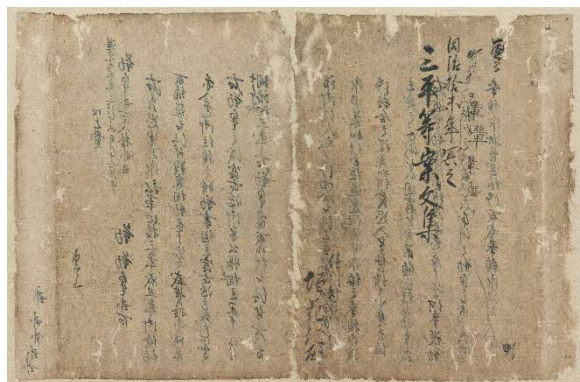


## ①史料の概要

本史料は、琉球王国時代に宮古島・八重山などの地方役人が取り交わした書簡をテキストとして集成したもので、行政運営や地方支配の実態を示すものとなっている。具体的な内容として、目差・親雲上らの任免や勤務状況の報告、年貢不足・干ばつなど農政上の困難、楷船・馬艦の積載検査や渡海の様子といった航海・物流に関する記録が中心を占める。また、贈答や病氣見舞い、和歌の添削など士族階層の社交・文芸活動を示す内容も見え、地方役人の生活世界を多面的に伝える史料といえる。18～19世紀の宮古・八重山における行政・経済・文化の実像を克明に示す貴重な史料である。



## #3-32 三平等案文集 多良間島



史料名：「三平等案文集 多良間島」(みひらあんぶんしゅう たらまじま)。

①作成年代：同治10年(1871年)。

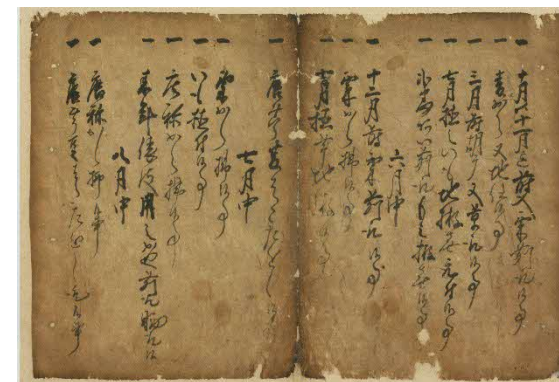
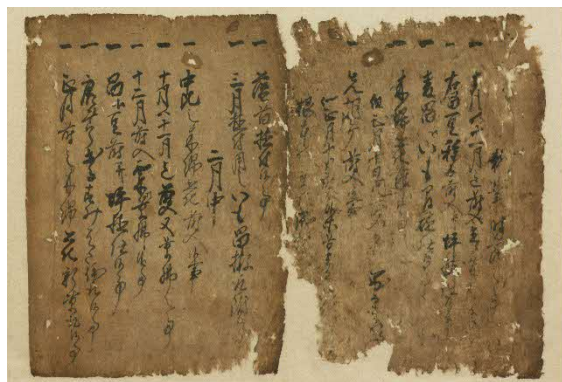
②作成：写本作成者は塩川村嶺間の垣花仁屋(浦渡氏垣花常僚)。

③史料の概要：

王朝時代の首里は三つの行政区画(南風の平等、真和志の平等、西の平等)に区分され、1798年(嘉慶3)、各平等に学校所が設置された。その三平等学校所において、学生の勉学の教材となったのが、「三平等案文集」である。大半は、過去に出題された設問とそれに対する解答という形式で全132項目からなる。なお、中には設問が無く、解答だけのものも見られる。三平等学校所で学んだ者たちは国学へ進学し、最終的には首里王府評定所の登用試験(科試)に臨む者が多かった。「三平等案文集」は、その官吏登用試験につながる設問・解答集である。史料の内容は、平等学校所での勉学への督励、儒教倫理、地方や離島行政に関するもの、鹿兒島の琉球館から薩摩当局への貨幣流通の要請など多岐に及ぶ。その中で、両先島に関する設問も見られる。例えば、両先島奉公人たちへ文筆の稽(たしな)みを督励する布達について、両先島船々の往来が那覇港へ遅着しないように王府から布達する趣旨について、両先島の習俗において以前から禁止されている諸祭祀を上国した頭から復活を要請する嘆願書の作成について、等々がある。これらの設問・解答を書写することによって、多良間島の役人たちは首里の諸士らと共通の知識を得ていたことが分る。その点においても貴重な史料である。



## #3-49 多良間島農務帳



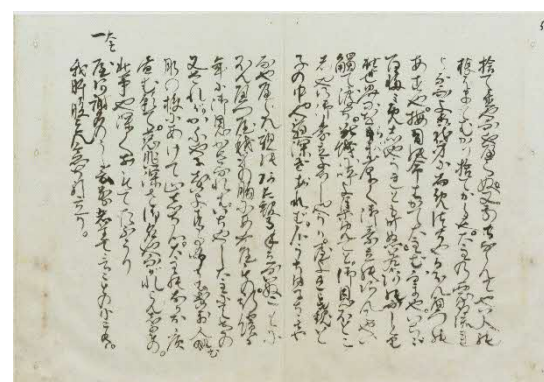
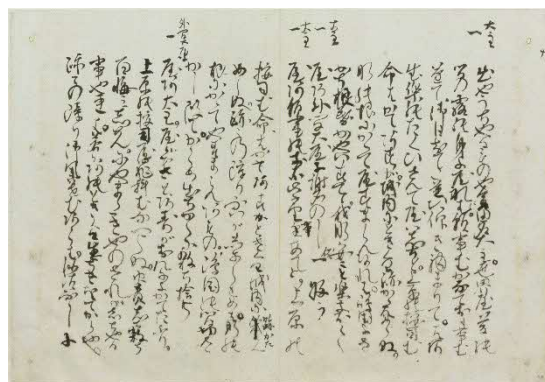
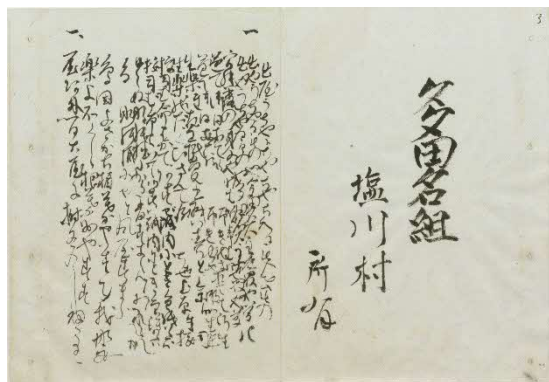
## 史料名:「多良間島農務帳」

- ①作成年代: 不明。18世紀後半～19世紀前半か。
- ②作者: 不明。多良間島役人。
- ③史料の概要:

本史料はこれまで「宮古島農務帳」と推定されてきたが、記述内容から「多良間島農務帳」であることが判明した。その根拠は、冒頭部分「耕業時節の事」(1年間の栽培歴)では、すべて畑作物(粟、豆、唐イモ、麦、木棉など)であること。他方、宮古島では稲栽培の記述も見られるが、本史料には稲作の記述は欠けていること。また、本史料の末尾には多良間島の記述が見られること(多良間島では、これまで百姓は自分[個人所有の]牛馬を4～500疋余、飼育していたが、昨年、無類の[これまでに無い]飢僅に遭遇し、それぞれ喰い尽したため[自分]牛馬は1疋もいなくなった。云々」とある)。内容は、多良間島の作物の栽培暦(旧暦)の概略[1月から12月まで]、そして畑作の島における作物栽培を具体的に把握できること。肥料に関する情報、施肥の仕方、多種の野菜栽培も記述されている。例えば、玉子芋(ハリイモ)などイモ類、なべら、かうや(ゴーヤー、ガウラ)、つぶる(夕顔の実)、きしやな(チシャナ、チシャナバー)等。その他、海産物としては、海鼠(ナマコ)、いか、たこ、大魚ひ(エビ)、さざい(サザエ)、かさめや(ガザミ)、あざかい(シャコ貝、アズカリ)、など。多良間島の生業史、生活史を知る上で貴重な史料である。



## #3-52 多田名組 塩川村



## 資料名: 多田名組

①資料の作成年代: 筆写年代不明。戦後、「忠臣組」と同じ時期にまとめられたか。

②作者: 未詳

③資料の概要:

この組踊作品は沖縄県内でも数件しか見られない作品である。多良間が舞台ではなく、沖縄本島南部にある八重瀬の多田名グスク、それから沖縄本島北部の奥・辺戸である。あらすじは、上原の按司が多田名大主に殺され、生き残った長男は放たれた火でやけどを負うが生き延び、子守役の屋比久・西田の親子に助けられる。そして屋比久の発案で西田と千代松は多田名のもとに降り、屋比久は辺戸で隠れて敵討の機会をうかがう。千代松は夢にみた母と弟に出会い、2人は辺土の屋比久のもとに向かう。そして8月10日、津堅島から帰ってきた多田名を首尾よく討つ、というもの。

本資料は#2-19をもとに、#2-19資料が破損する前に保存する目的で制作されていると思われる。本資料が重要であると言える要素は、#2-19資料で破損している箇所(文字)が本資料で確認できることである。本資料の書写段階において現在修復済みの#2-19資料が現在より破損が少なかった可能性が高く、本資料で原本(#2-19資料)を補足することができるのである。この部分については翻刻資料の当該部分を黄色のマーカーで示した。しかし、一部原本からの誤写と見られる部分(資料内に赤字で示した部分)もある。

本資料は#2-19資料を臨書しており、組踊台本のうち、原本を写して残した資料はいくつか見られるが、臨書した資料は本資料が初見である。本資料からは原本を忠実に残す、確かに伝承するという意識が見られ、貴重な資料であるとともに、現在まで数回作成されている台本の変遷においても重要な位置を占める資料である。

